

Title	自治制発布五十周年記念論文集を読む
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.6 (1938. 6) ,p.815(105)- 821(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19380601-0105
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380601-0105">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380601-0105</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 『自治制發布五十周年記念論文集』を讀む

奥井復太郎

本年は我國の自治制發布五十周年に當り、國運の興隆及び非常時難局に當面して、殊更に自治制の意義が顯彰せられると共に、又嚴密な批判と再検討を受けるの機會を持つた。即ち明治二十二年四月十七日に初めて市、町、村制が我國に施行せられたのであつて、其の五十周年が先頃盛大に祝賀された事は未だ記憶に新しい所である。財團法人東京市政調査會は日頃、市政、都市問題の研究及び改善に其の努力を傾注して來てゐるが、此の機會に於いて記念論文集を編纂して公刊に附した。之れが今茲で紹介せんとする『自治制發布五十周年記念論文集』である。本書は各方面の權威者に依頼して論文二十數篇を集録したものであつて、我國に於ける自治制の問題を普く取扱つたものと云へる。参考の爲めに收録する所の論文題目と執筆者とを掲ぐれば左の通である。

自治制施行五十年の回顧と地方自治の諸問題

水野鍊太郎

地方自治に對する回顧と希望

織田萬

地方自治の回顧と將來

小橋一太

自治史觀

菊地慎三

「上策は自治に如くなし」

『自治制發布五十周年記念論文集』を讀む

『自治制發布五十周年記念論文集』を讀む

地方自治の回顧と展望

三新法時代と自治制の制定

文明開化時代の東京

市町村に於ける私法關係公益企業法の發展

——主として司法裁判所判例より見たる

地方自治と我國の新聞紙

公民自治の可能性

地方行政組織の基礎

地方自治組織に於ける執行機關の強化

市町村行政の政治化

府縣論

東京市に關する特別地方制度に就いて

地方自治制の過・現・未

自治制度改革の必要と其の方策

青年學校義務制に就て

地方稅論

地方財政調整交付金制度

一〇六 (八一六)

坂 千 秋

龜 卦 川 浩

加 田 哲 二

平 野 義 太 郎

近 藤 操

前 田 多 門

蠟 山 政 道

渡 邊 宗 太 郎

宇 賀 田 順 三

入 江 俊 郎

清 水 澄

杉 村 章 三 郎

岡 崎 勉

關 口 泰

神 戶 正 雄

汐 見 三 郎

地方議會の選舉制度

地方自治制度改正の根本觀念

自治制五十年統計摘要

以上二十三篇、いづれも我國地方自治制の關係者研究者の權威ある筆になつており、其の紙數菊判七八〇頁に及んでゐる。誠に市政調査會々長坂谷芳郎男がその序に述べておられる通り「記念出版物として最も適當且つ貴重なものたることを斷言する」に憚らぬであらう。

二

現在、我國の地方自治制は色々問題にされてゐる、殊に市制の如きは、東京市の都制問題を中心として恰も市民の自治能力を否定するが如き情勢にある。東京市政調査會は、此の記念論文集の刊行と一緒に、此の方面に深き關係を有する人士に「自治五十年の歴史を顧み、其の感想乃至その將來への展望或は自治制上の問題に關する意見の披瀝を請ひ、之れに對する四十餘の回示を雜誌都市問題」(昭和十三年四月號)に掲載してゐる。此の回答によつて見ると、我國自治制の業績及び運行に對する意見は大局的に其の功績を認むるに吝かならざる者と其の意義に就いて疑問視する者とが略、相半してゐる。しかも、前者と雖も、全幅的に現在の自治制運行をそのまま承認してゐる者は殆ど無いのであるから、「自治」なるものの本質に就いては鬼に角として、現在の制度及びその運行に對しては殆ど全部が批判的であると見て差支ないと思はれる。

しかし、如何に批判する者と雖も、現行のまゝの自治制が、我國々運の興隆に伴つて此の五十年間に多大の効果を擧げて來た事を全く否定する者は無からう。明治二十二年の制定された當時と現代とを比較して云々する事は寧ろ

『自治制發布五十周年記念論文集』を讀む

一〇七 (八一七)

弓 家 七 郎

佐 々 木 惣 一

猪 間 驥 一

る滑稽であるが、制定當時にあつては恐らく近代的な自治制度に不慣れた國民に對して之れが充分利用され効果を現はし難かつた事は想像に難くない。明治二十二年と云ふ頃に、地方自治の制度を布くが如きは、多分に革新性を有すると共に、高邁識達政治家による「制度の進歩性」が充分窺はれる。(註) 地方自治制の制定に、國家的立場が作用してゐた事は別段に不思議でなく、プロイセンのシュタイン・ハルデンベルクの市制を定がナポレオン戦争の打撃に對する國力恢復に就いての考慮に出でたと同様、我國に於いても「國事に任ずるの實力を養成」し「將來立憲の制に於て國家百世の礎を樹つるの根源」たらしめん事が理由になつてゐる。かゝる意味で歐洲中世の自由都市なぞとは全然性質を異にしてゐるので、普通、都市自治と云ふと中世都市を先づ先驅者として擧げて來るが、現代自治制は、現代國家の行政的體制に伴ふ現象である事が判然とされねばならぬ。

註「制度の進歩性」とは制度の持つ啓蒙的意義を指す。元來制度と人とは一物の両面であつて、制度を持つ社會の人的條件が、同時にその制度の體様を決定するものであるが、他方、制度が此の人的條件の一般性(大衆性)に先行して、新時代の教養に國民なり大衆なりを導入する役目を果たす事がある。之れが「制度の進歩性」であつて、革新的機運の動く社會に在つては、殊に有能な指導者の下に、進歩的な制度が國家百世の礎を樹つるの働きを爲すものである。

## 三

元來、社會集團が大きくなり、其の生活が複雑となるに連れて、生活の規律整調が中央一途によつて全部行はれ得るものではない。其處にどうしても地方的な規律及び整調が補助しなければならぬ必要を生ずる。近代自治制は正にソレであつて、近代國家の中央集權が完成すればする程、反面的に必要な制度であつた。故に自治と官治とを對立的に考へるのは現代自治制の根本を誤認してゐるものと云へよう。元來地方的集團生活を組織するに二つの方

向がある、其の一つは私的組織で他の一つが公的組織である。前者の代表例は、經濟生活で之れは、市場組織となつて現はれる、後者の代表例は政治行政の組織で茲で云ふ地方自治制がソレに當る。此の私的公的の組織が地方的集團生活を整調して行くのであるが、其の割合は決して一樣でない。例へば、教育の如き公的組織によるを主とする場合(小學校教育)にもなほ私的組織の存在する餘地がある。反之、經濟活動の如きは主として私的組織に委ねられてゐるに對して、特殊の活動は公的組織を以つて行はれてゐる。公益企業がそれである。従つて公私の別を以つて分類するならば公的なもの(警察治安)準公的なもの(教育・土木・衛生・社會事業)半公的なもの(公益企業)私的なもの(諸私的企業)等に區別する事が出来る。自治制とは、地方生活を整調する上に「公的組織」を認めたものに外ならない。唯、生活が廣くなり複雑になると、中央的には無關係な地方的生活事象も、之れに何等かの形式を與へぬと、問題の處理が困難となり、効果を擧げ難くなる。地方自治制は、此の形式を與へたものに外ならぬが故に、其の意義は、此の形式による効果性の問題となつて來る。此の問題は、従つて、人工的自治制と自然的自治制の關係であり、兩者の關係は現在再び問題として取上げられてゐる、町内會、部落法の問題がそれである。他方、人工的な自治制が餘りにも劃一的であり、従つて地方の生活實情に即せぬと云ふ點も指摘されよう。(例へば特別市制乃至は都制案の如きは、此の關係から生れた要求である)

## 四

かゝる意味で自治の問題を取扱つて來ると、前記の論文集がかなりの程度に體系的に編纂されてゐるのに氣がつくであらう。水野氏は自治制施行前後の経緯を物語るにその経歴、資格に於いて最も好適であり、龜井川氏の研究は市町村自治制の先驅である三新法制定を取扱つて水野氏の論文を補足する、菊地氏は自治史觀を捉へて、我國古來

の自治制を明確にする。織田氏、坂氏の地方自治の回顧、又此の歴史的考察の内に位するであらう。前田氏の「公民自治の可能性」磯山氏の「地方行政組織の基礎」渡邊氏の「地方自治組織に於ける執行機關の強化」宇賀田氏の「市町村行政の政治化」入江氏の「府縣論」杉村氏の「地方自治制の過・現・未」弓家氏の「地方議會の選舉制度」佐々木氏の「地方自治制度改正の根本觀念」岡崎氏の「自治制度改革の必要と其の方策」等は自治の本質及び組織に關して各々適切な研究及び意見に傾聴し得るものである。平野氏の公益企業法の發展に關する論文は、前述した、地方的集團生活中の公・私的組織に跨る問題を狙つて逃さず、神戸、汐見の兩氏の地方財政論は、之れ又、逸す可からざる重要點である。慾を云へば、是等の方面の論文がもつと澤山あつてもよかつたのでは無いかと思はれた、尤も「自治制」の問題は行政學的な境域であるから法制的研究が主となるのは止むを得ないとして、自治制そのものに合せて自治體そのもの、實體研究は必要でもあり重要でもある。これは經濟學的・研究境域に立つ評者丈の希望ではあるまい。此の意味で編纂上の異色を加田氏の「文明開化時代の東京」と近藤氏の「地方自治政と我國の新聞紙」の二篇に見出す。前者は文明開化が示した生活様相の變化に近代自治制の連繫を見、後者は「輿論」に自治政への重要な意義を認めさせてゐる。研究そのものは勿論乍ら、編者の認識力、よく是等の問題局相を逸する事なかつたに對して多大の敬意を表する。關口氏の「青年學校義務制に就て」も亦、此の異色ある編纂の部に加へられるであらう。此の論文は特に「自治制」との關聯を強調せらるゝ所は無いが、地方自治に對して最も重要な問題の一つである事は何人も異議なき所であらう。

清水氏の「東京市に關する特別地方制度」は我國地方自治制を問題にする場合、當然缺けてはならぬ項目、唯、こゝでも慾を云ふならば、もう一、二篇、東京市制を對象とするものがあつて差支なかつたらう。小橋東京市長の一

文は「聊か所懐の一端を述ぶる」に過ぎなかつた事が爲めに若干の遺憾を思はせる。

最後に猪間氏の「自治制五十年統計摘要」に市政調査會獨特の用意周到さを見たが、かゝる點は編者自から自負せらるゝ所でなからうか。若し更に自治制に關する文献も、本論文集に集録せらるゝ事あつたならばと望蜀の慾も出ず。此の文献集は雜誌「都市問題」の四月號に収録してあるので、重複の嫌もあらうが、單行本としての性質上、重ねて収録の勞は取られた方がよかつたと思はれる。

##### 五

扱、色々批評して來たが、事實慾を云へば際限が無い。例へば部落會町内會等の問題は、磯山、菊地その他の諸氏が取扱つておられるが、獨立に一論文位あつても良かつたと思ふし、前述した様に「東京」の問題をもつと徹底的に取扱つてもみだかつたし、經濟・社會方面の論文が少しあつてもよかつたと思ふ。しかし論文集となれば、仲々註文通りに行かぬものであり、編纂者の苦心は充分察する事が出来る。恐らく編纂者の理想的な編輯とは成り難かつたに相違ない。

我國自治制の五十周年を祝賀し、なほ其の眞正の成果を致す爲めに研究努力の必要あるを痛感すると共に、東京市政調査會が日頃常に機會ある毎に、此の方面の發展に盡力して止まざるを偉とし、今や又其の一表現としての『自治制發布五十周年記念論文集』を評するに當つて滿腔の敬意を表はす所以である。

(昭和十三年五月二十八日稿)